

(仮称) 道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、現在、本市において計画を進めている南九州西回り自動車道から直接アクセスできる地域活性化施設「道の駅」について、民間の経営能力及び技術力（ノウハウ）を活かした施設の設計、建設、維持管理及び運営をPPP手法のDBO方式で実施するため、民間事業者の募集、選定、契約締結に当たり、業務遂行に関して最も知見、技術及び経験等を有する事業者をプロポーザル方式で選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務
- (2) 業務内容 別紙「(仮称) 道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年1月30日まで
- (4) 委託料上限額 33,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 支払限度額

債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払限度額は、次のとおりとする。

令和6年度 19,140,000円(消費税及び地方消費税を含む)

令和7年度 13,860,000円(消費税及び地方消費税を含む)

- (6) 留意事項

本業務を受託した事業者は、本道の駅に係る官民連携事業に民間事業者として、応募又は参画することはできない。

また、本業務を受託した事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係がある事業者も同様に、応募又は参画することはできない。

3 事業担当課 出水市 建設部 西回り道・防災道の駅推進課

4 参加表明書等の提出先

〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号

出水市 政策経営部 契約検査課

電話 0996-63-4064

FAX 0996-63-2223

メールアドレス keiyaku_c@city.izumi.kagoshima.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続の開始申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村（区）税に未納がないこと。
- (6) 出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 20 年出水市告示第 70 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 仕様書に基づき、業務の履行が可能であること。
- (8) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理体制が確立されていること。
- (9) 提出期限までに提案書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。
- (10) 参加表明書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成 20 年出水市告示第 69 号）第 4 条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。なお、未登録の者は、令和 6 年 4 月 30 日（火）までに登録申請を行うこと。
- (11) 引き続き 2 年以上その業務を営んでいること。
- (12) 国、地方公共団体又はこれらに類する団体が発注した「道の駅」若しくは官民連携による地域活性化施設又は複合商業施設等に関する PPP / PFI アドバイザリー業務等本業務と類似する業務の実績が、平成 26 年度以降において、2 件以上あること。
- (13) 共同企業体（以下「共同体」という。）として参加する場合は、次の要件を全て満たすものとする。なお、共同体を構成する者は、共同体を代表してその権限を行う代表者及び構成員（代表者含め 3 者以内）とする。
 - ア 共同体の代表企業及び構成企業は、上記(1)から(11)までの要件を全て満たすこと。ただし、構成企業については、出水市建設工事等入札参加登録者名簿に登録されていれば上記(10)の要件を満たすものとする。
 - イ 共同体の代表企業は、上記(12)の要件を満たすこと。
 - ウ 受注者となった場合には、代表者及び構成員が、本市との契約相手方となり、提案した計画の実施について連帯して責任を負う。

エ 共同体を構成する法人等は、共同体として提案した事業以外に、それぞれが単独で本事業に申込みことはできない。また、同時に同じ事業者が複数の共同体の構成員となり申込みすることもできない。

オ 参加表明書の提出期限（入札参加登録者名簿に未登録の者が代表者又は構成員に含まれる場合は、上記(10)に定める期日）後における共同体の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

6 実施のスケジュール

	項目	日程	備考
1	公募開始	4月17日（水）	市ホームページ
2	参加表明書の提出期限	5月8日（水）	
3	質問書の受付期限	5月8日（水）	電子メール 又はFAX
4	質問への回答	5月15日（水）	
5	企画提案書等の受付期限	5月23日（木）	
6	第1次審査（書類審査）	5月29日（水）	（予定）
7	第2次審査	6月14日（金）	（予定）
8	審査の結果通知・公表	6月19日（水）	電子メール
9	契約締結	6月24日（月）	（予定）

※ スケジュールは変更になる場合がある。

7 実施要領等の配布

実施要領、参加表明書、企画提案書等の様式は、出水市ホームページからダウンロードすること。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時15分（閉庁日を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 提出先 出水市 政策経営部 契約検査課

9 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の受付

- ア 提出書類 質問書（様式2）
- イ 提出期限 令和6年5月8日（水）午後5時15分
- ウ 提出先 電子メールで keiyaku_c@city.izumi.kagoshima.jp 宛に提出又はFAXで提出し、契約検査課へ電話で連絡すること。

(2) 質問への回答

- ア 回答期限 令和6年5月15日（水）
※回答は随時行い、最終的な回答期限は上記のとおりとする。
- イ 回答方法 出水市ホームページで回答

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式1）とは別に、次のとおり書類を提出すること。

なお、オ〜キについては、別紙「業務実績記載要領・評価方法」を参照し、記載すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書（様式3）
- イ 企画提案書（任意様式）
※1者1案までとし、仕様書記載事項の実施内容や独自の提案等を記載すること。
※表紙・目次を除き両面印刷とし、日本工業規格A4版サイズで25ページ以内とすること。ただし、図面等でA4版サイズでは閲覧に適しないものは、A3版の折込を可とし、この場合には当該ページのみA3版で1ページとする。
なお、フォントサイズは10.5p以上とすること。
- ウ 業務工程（スケジュール）表（任意様式）
- エ 会社基本情報（任意様式）
※名称、所在、代表者、沿革、事業概要、事業分野、経営状況等。既存パンフレット等でも可。
- オ 実施体制調書（任意様式）
- カ 管理技術者等の業務実績調書（様式4-1）
- キ 管理技術者等を雇用する会社の業務実績調書（様式4-2）
- ク 見積書（様式5-1）
※項目の詳細について、金額を明示した内訳書（様式5-2）を添付すること。
※見積合計金額は、消費税等を含む額とし、内訳については消費税等を別途記載すること。
※見積書の宛名は、「出水市長 椎木 伸一」とし、企画提案者の住所、氏名を必ず記載し、代表者印を押印すること。
- ケ 共同企業体届出書（様式6）（共同体として参加する場合）
- コ 共同企業体構成表（様式7）（共同体として参加する場合）

- サ 共同企業体委任状（様式8）（共同体として参加する場合）
- シ 本事業に関する協定書等の写し（参考：様式9）（共同体として参加する場合）

(2) 提出部数各書類

- ア 正本1部（ア～ク ※共同体として参加する場合はア～シ）
 - イ 副本7部（イ～ク ※共同体として参加する場合はイ～コの写し）
- ※正本については、商号又は名称、代表者又は受任者の職及び氏名を記載のうえ、届出印を押印すること。副本は、商号など類推できる表現を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時15分

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(5) 提出場所

出水市 政策経営部 契約検査課

11 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

審査に当たっては、（仮称）道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、「審査基準」に基づき第1次審査（企画提案書を除く書類審査）及び第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答）を行い、委託事業者を選定するものとする。

なお、参加表明者が1事業者であった場合でも、委託事業者の選定は有効とする。

(3) 第1次審査

・審査内容

「審査基準」に基づき、提出書類の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション、質疑応答）の参加事業者を原則上位3業者選定する。ただし、最低基準点（配点の6割）を下回る者は選定の対象外とする。

(4) 第2次審査

ア 実施日

令和6年6月14日（金）（予定）

イ 出席者

3人以内

ウ 審査内容

プレゼンテーション（30分以内：プレゼンテーションの準備に要する時間を含む）及び企画提案書等に関する質疑応答（20分以内）を実施し、「審査基準」に基づき評価を行います。

プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用することはできるが、その際の説明内容は、提出された企画提案書等に記載されている内容のみとする。

なお、スクリーン、プロジェクター及び延長コードは本市が準備するが、それ以外（パソコン等）は、参加事業者が準備すること。事前にプレゼンテーション会場の映像機器や配線等を確認したい場合は、契約検査課に連絡すること。

エ 最優秀提案者の決定

1次審査と2次審査の合計の最高得点者を最優秀提案者として選定する。

オ 審査結果

審査結果は、令和6年6月19日（水）までに、第2次審査の参加事業者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛にメールで通知するとともに、出水市ホームページにおいても公表するものとする。

12 契約手続

11の(4)のエで選定された最優秀提案者と契約手続を進めるものとする。ただし、最低基準点（第1次審査と第2次審査の配点合計の6割）を下回る者は、選定の対象外とする。

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、審査の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、審査の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。

14 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) 見積金額が、2の(4)の事業上限額を超えている場合
- (6) 契約検査課以外に対して質疑等の連絡を行った場合
- (7) 実施要領に違反すると認められる場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。
ただし、本市が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式10)を提出すること。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。